



鳥取県公報

平成12年12月26日(火)

号外第119号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(給与課).....	1
	職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則().....	2
	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則().....	2

人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第27号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(勤勉手当の成績率) 第7条 成績率は、6月に支給する場合には100分の120(条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員(以下この条において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の160)、12月に支給する場合には100分の110(特定幹部職員にあっては、100分の150)を超えない範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。	(勤勉手当の成績率) 第7条 成績率は、100分の120(条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員にあっては、100分の160)を超えない範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、平成12年4月1日から適用する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第28号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（路程の計算）</p> <p>第9条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる路程により行うものとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）陸路 県内については人事委員会が別に定める 県内陸路^{きろ}料程図に掲げる路程、県外については<u>郵政</u> <u>事業庁</u>の調べに係る郵便線路図に掲げる路程</p> <p>2～6 略</p>	<p>（路程の計算）</p> <p>第9条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる路程により行うものとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）陸路 県内については人事委員会が別に定める 県内陸路^{きろ}料程図に掲げる路程、県外については<u>郵政</u> <u>省</u>の調べに係る郵便線路図に掲げる路程</p> <p>2～6 略</p>

附 則

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第29号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中項の細目の表示に下線が引かれた項の細目（以下「追加項細目」という。）を加える。

次の表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分（追加項細目を除く。）を加える。

改 正 後		改 正 前	
<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p>		<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p>	
1～3 略		1～3 略	
<p>3の2 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ 国、地方公共団体又は公共的団体が主催、共催又は後援をする大会等へ参加する身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により日常生活を営むのに支障がある者を支援する活動</u></p> <p><u>オ 図書館、公民館その他の社会教育施設における点訳及び手話通訳</u></p> <p><u>カ 国、地方公共団体又は公共的団体が主催、共催又は後援する国際交流事業に参加する外国人等を支援する活動</u></p> <p><u>キ 国、地方公共団体が行う環境保全活動に参加して行う活動</u></p> <p><u>ク アからキまでに掲げるもののほか、青少年の健全育成に資する活動その他の活動でアからキまでに掲げる活動に相当すると人事委員会が認めるもの</u></p> <p><u>ケ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動に該当する活動であって人事委員会が定めるもの</u></p>	<p>一の年において5日の範囲内の期間(ケ)にあつては、当該期間内のうち1日の範囲内に限る。</p>	<p>3の2 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>一の年において5日の範囲内の期間</p>
4～19 略		4～19 略	

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中項の細目の表示に下線が引かれた項の細目(以下「追加項細目」という。)を加える。

次の表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分(追加項細目を除く。)を加える。

改 正 後		改 正 前	
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p>		<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p>	
1～3 略		1～3 略	
<p>3の2 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 国、地方公共団体又は公共的団体が主催、共催又は後援をする大会等へ参加する身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により日常生活を営むのに支障がある者を支援する活動</p> <p>オ 図書館、公民館その他の社会教育施設における点訳及び手話通訳</p> <p>カ 国、地方公共団体又は公共的団体が主催、共催又は後援する国際交流事業に参加する外国人等を支援する活動</p> <p>キ 国、地方公共団体が行う環境保全活動に参加して行う活動</p> <p>ク アからキまでに掲げるもののほか、青少年の健全育成に資する活動その他の活動でアからキまでに掲げる活動に相当すると人事委員会が認めるもの</p> <p>ケ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動に該当する活動であって人事委員会が定めるもの</p>	<p>一の年において5日の範囲内の期間(ケ)にあつては、当該期間内のうち1日の範囲内に限る。</p>	<p>3の2 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>一の年において5日の範囲内の期間</p>
4～34 略		4～34 略	

附 則

この規則は、平成13年1月1日から施行する。